災害ケースマネジメントに関する 地方公共団体及び関係民間団体向け説明会 導入講義 (2024.11.12)

災害ケースマネジメント のポイント

弁護士 津久井進

日本弁護士連合会 災害復興支援委員会前委員長

なぜ専門職が被災者を支援するのか



士業の個々の寄り添い

たとえば DMATも!





アウトリーチ

ツール活用

よってたかって連携

難民支援協会,まぁむたかた等と連携

まちづくり個別相談(気仙沼)

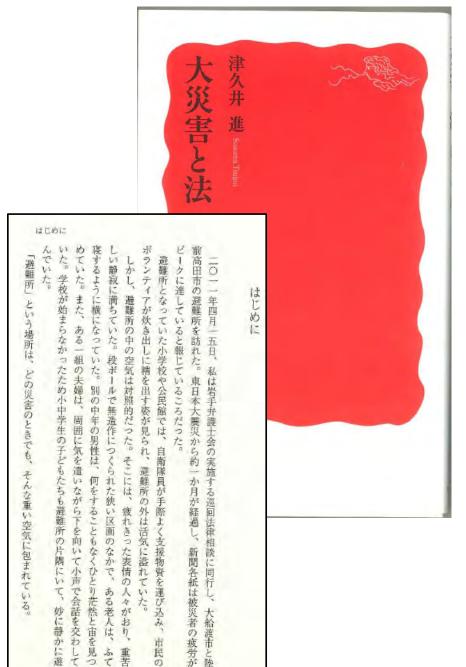
世帯ごとの個別相談

避難所での相談(大船渡市)

アウトリーチ

写真出典:まあむたかた、野崎隆一氏

ろこにく返ど一と困 ううしさすう特声っ とかんばもにをて私 凩掛いは うえ困りりつける 心な難でがたてこ被 境いをあとこみと災 にが背るうとたは者 は `負 °ごは °あの な直っどざあみり れちてういりなま々 なにい見まま一せに い心るてすせ様 のを様も一んにか何 だ開子たと



大船渡市と陸

市民の

ある老人は、ふて

妙に静かに遊

被災者支援はアウトリーチでこそ

伴走型支援

2020年1月19日 2:00 「有料会員限定記事]







|呂などが壊れながら8年間、損壊した自宅で暮らした横江さん(右)と、支援し続ける伊藤さん(宮城県女川町)

宮城県女川町の横江義行 さん(65)は、東日本大 震災の大津波を生き延び ながら、8年後の昨年3月 27日、災害公営住宅に入 居するまで家の湯船につ かることはなかった(中 略)

「被災者に『大丈夫です か』と聞いても『大丈夫 じゃない、助けてくれ』 と言わない。『どんな被 害がありましたか』と尋 ねるのが基本」と伊藤さ んは言う。

(日経2020/1/19 小林隆記者)

日経新聞より/「大丈夫ですか?」じゃなくて「あなたの被害は?」

「声なき声を聴く!」

寄り添い (伴走)



我慢

諦め

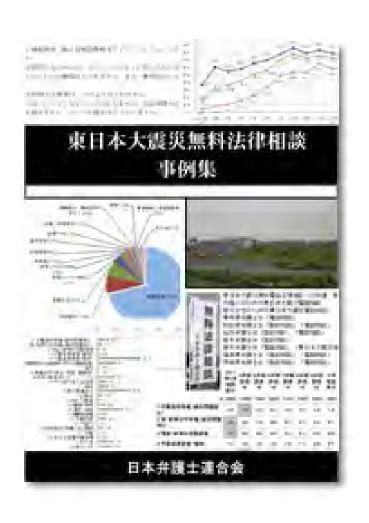


沈默



不知

災害時に相談を行う意味



- ■東日本大震災における 岩手,仙台,福島,千 葉,茨城,日弁東京三 会の無料法律相談
- ■情報分析結果として取りまとめた2012年10月までの約4万件が対象
- ■1000件を抽出して紹介

東日本大震災無料法律相談事例集より

279 家を購入後3時間で家を流される。住宅ローンの支払いはどうなるのか。引渡し後3時間で転居前なので生活再建支援金の支給を拒否された(宮城県:H23.5)

- 409 独身の兄と二人暮らしをしていたが,今回,兄が津波で溺死。兄の死亡に関し,災害弔慰金も義援金も支給されないのは不合理ではないか(岩手県:H23.4)
- 743 精神的にぼろぼろ,体も頭もついていかない。眠れない。皆そう。避難指示で避難。その後の生活が読めないので転居もできない。とにかく生活費が必要。(福島県:H23.4)

大規模災害に被災された皆さまへ

(2015年9月2日以降に、災害救助法が適用された自然災害に限られます)

自然災害の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか?

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 により

住宅ローンなどの 免除・減額を

申し出ることができます。

メリット1

手続支援を無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による 手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。 なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身 に負担していただくことになります。 メリット2

_{財産の一部を} 手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活 状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と して登録されないため、新たな借入れ に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注)債務の免除等には、一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。 ★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関



自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

手続の流れ

●手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます(受付窓口は当該金融機関へ確認してください)。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産(預金など)の状況などをお聞きします。



(注)お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

②専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた 後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害 施災者債務整理ガイドライン連営機関に対し、「登録支援専 門家」による手続支援を依頼します。

(注)「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



3債務整理 (開始) の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録 などの必要書類を提出します(書類作成の際、「登録支援専 門家」の支援を受けることができます)。

債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となり ます。



△「調停条項案 | の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類(「調停条項案」)を作成します。



⑤「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドライン に適合する「調停条項案」を提出・説明します(金融機関 等は1カ月以内に同意するか否か回答します)。



6 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます(申立 費用は債務者のご負担となります)。



(注)「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

◎調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立 です。





立法事実を収集し、制度化する

日付	日弁連の提言			
2011/4/22	東日本大震災で生じた二重ローン問題などの 不合理な債務からの解放についての提言			
2011/5/19	東日本大震災復興支援緊急措置法骨子案(第 1 次案)			
2011/5/26	相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する意見書			
2011/5/26	罹災都市借地借家臨時処理法の早期改正を求 める意見書			
2011/5/27	東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事 故による被災者の救済と被災地の復旧・復興 支援に関する宣言			
2011/6/23	災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正を 求める意見書			
2011/7/29	被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関 する意見書			
2012/2/16	福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護 のための特別立法制定に関する意見書			
2013/7/18	東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置 法の制定を求める意見書			
2014/3/19	復興事業用地の確保に係る特例措置を求める 意見書			

日付	実現した法律・制度			
2011/8/22	皮災ローン減免制度(個人版私的整理ガイト ライン)			
2011/11/14	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法			
2011/6/21	相続放棄等の熟慮期間の延長に関する特例法			
2011/9/30	罹災都市借地借家臨時処理法不適用決定			
2013/9/25	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法成立/罹災都市借地借家臨時 処理法の廃止			
2012/3/23	東日本大震災の被災者に対する援助のための 日本司法支援センターの業務の特例に関する 法律			
2011/7/25	災害弔慰金支給等法改正(同一生計の兄弟姉 妹も支給対象とした)			
2011/8/23	災害弔慰金と被災者生活再建支援金の差押え 禁止			
2012/6/21	原発事故子ども・被災者支援法成立			
2013/12/4	原発事故による損害賠償請求権の消滅時効特 例法成立			
2014/4/23	東日本大震災復興特別区域法改正			

しかし・・・ 制度や仕組みだけで 被災者は救われるか?



災害ケースマネジメント に出会ったきっかけ



災害ケースマネジメントのことを、 「災害ケーマネ」 とか、 「災害CM」 とか、 「DCM」 などと 略称することがあります。

令和も続く非人間的な避難所・避難生活

阪神・淡路大震災1995年



北伊豆地震1930年



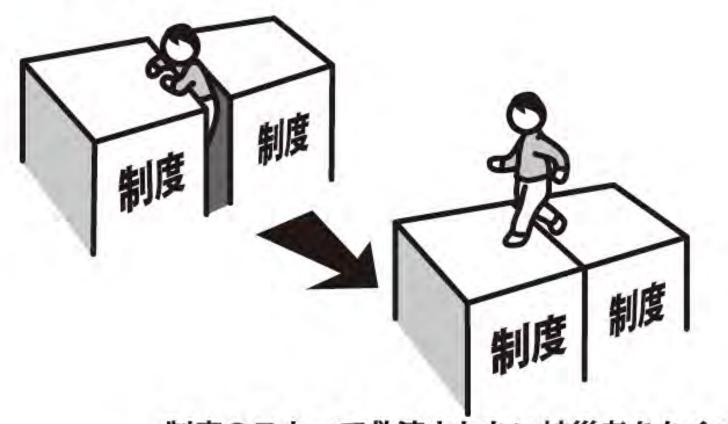


能登半島地震2024年



法律や制度で解決を図れないの?

制度と制度にスキマがあると…



制度のスキマで救済されない被災者をなくす

なぜ被災者が取り残されるのか

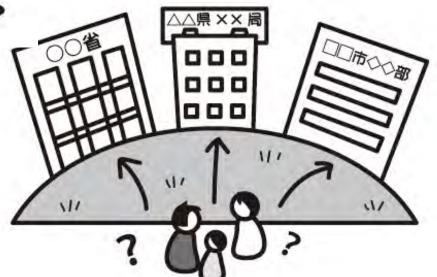
災害制度の4つの弱点

- ① 制度がない
- ② 中身が悪い
- ③ 使い方が悪い

4 無知



縦割り自体が困難



『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』(合同出版)より

在宅被災者の現実

在宅被災世帯の現在、写真紹介







石巻市市街地地区/老人世帯 (姉妹) / 壁から外が見え、風呂は壊れたまま。金銭的な理由でこれ以上の修繕はあきらめている。





石巻市北上地区/独居老人世帯/ 制度の活用はしたが、修理できていない場所は多い。自己負担が必要な制度が使えない。



一般社団法人チーム王冠 の報告書より引用



東日本大震災、熊本地震、新潟県中越地震など 阪神・淡路大震災以降の国内の災害で 「災害関連死」とされた人の数、5000人以上。 死者たちの残した声なき声をきく。 角用書店

「どうしたら娘は助かったのか?」

4歳の少女は、熊本地震により倒壊の恐れがある病院から 緊急転院した末に亡くなった。本震から5日後のことだった。

10年にわたる取材で災害支援の道を照らすノンフィクション

災害関連死

【原発避難と関連死】 原発事故で避難してきた ご一家 夫はH23.11月に逝去 残された妻子は7年間が んばり続けた ある日つながった

関連死の認定を受ける はじめて遺族として待遇 される

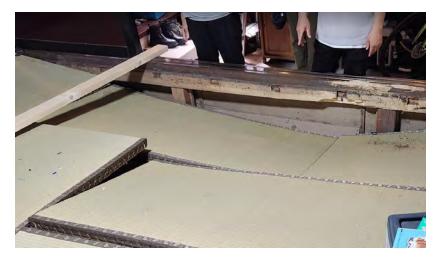
娘は父の死と向き合えた

R6年5月中旬 珠洲市の訪問個別相談











「罹災証明書」は

100点満点の住宅の壊れ度テスト







全壊

大規模 半壊 中規模半壊

半壊

準半壊

一部損壊

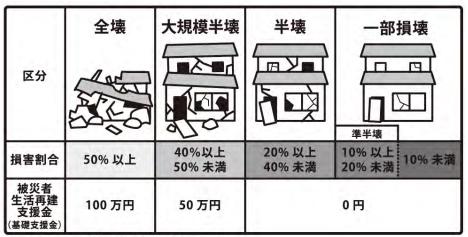
40~ 49点 30~ 39点 20~ 29点 10~ 19点

9点 以下

どの判定をもらうかで天国と地獄の差になることも

「り災証明一本主義」からの脱却

り災証明書の区分



※単身世帯はこの 3/4 の金額

[被災者台帳]



一人ひとり

原発避難者 局地少数被害

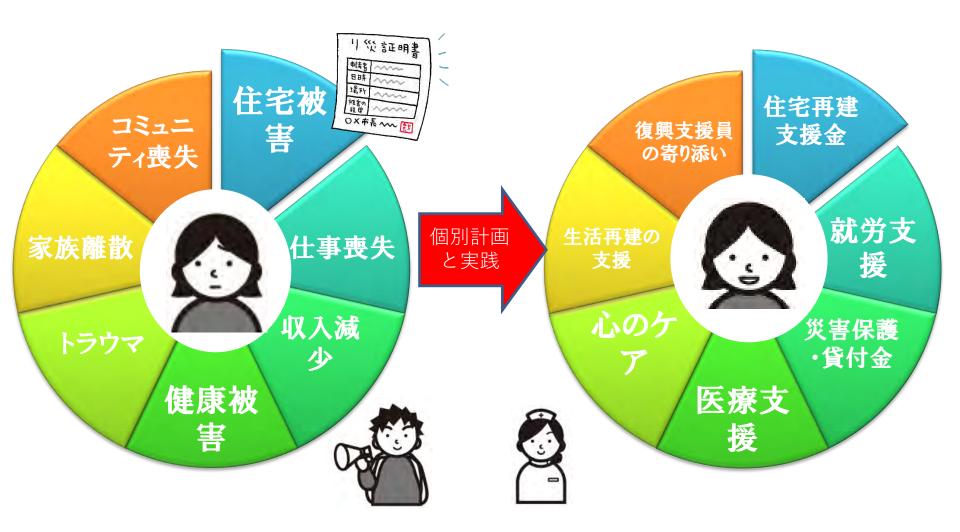
…こぼれ落ちた人々



一人ひとりの被災者の被害 は十人十色。 ならば

支援の内容も十人十色 であるべきではないか

被災者支援の軸に災害ケースマネジメント



「り災証明一本主義」から「ありのままの被害」を注目へ

災害ケースマネジメントとは



災害ケースマネジメント

■わたしの定義■

被災者一人ひとりに

必要な支援を行うため、

被災者に寄り添い、

その個別の被災状況・生活 状況などを把握し、

それに合わせて様々な支援 策を組み合わせた計画を立 てて、連携して、

生活再建を支援 するしくみ



■内閣府定義■

被災者一人ひとりの被災 状況や生活状況の課題等 を個別の相談等により把 握した上で、必要に応じ 専門的な能力をもつ関係 者と連携しながら、当該 課題等の解消に向けて継 続的に支援することによ り、被災者の生活再建が 進むようマネジメントす る取組

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難牛活担当)

令和5年3月 初版 発行 23

課題解決型支援

伴走型支援

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の"両輪"と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- ▶ 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- ▶ それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、 特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- ▶ 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- ▶ 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が 難続的につながり関わるための相談支援(手続的給 付)を重視
- ▶ 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、"伴走"する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

厚労省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に 関する検討会(地域共生社会推進検討会)」の最終とりまとめより

災害ケースマネジメント 実施の手引き 令和5年3月 内閣府 (防災担当)

災害ケースマネジメントに関する取組事例集

災害ケースマネジメントに関する取組

事例一覧

事例1:仙台市(宮城県)

事例2:盛岡市(岩手県)

事例3:岩泉町(岩手県)

事例4:鳥取県

事例5:倉敷市

真備地区 (岡山県)

事例6:大洲市(愛媛県)

事例7:厚真町(北海道)

事例8:大町町(佐賀県)

令和4年3月 内閣府(防災担当)

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)

令和5年3月 初版 発行

発行 内閣府政策統括官(防災担当)付 避難生活担当参事官室

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

鳥取県

特徴的な支援ケース① 近隣から孤立していたケース (70代男性)

- 災害前より自宅がゴミ屋敷となっていたことに加え、猫の多頭飼育が問題視され、近隣から孤立していた。地震の 影響で雨漏りが続き、屋内の電線がショートしたまま放置されているなど、様々な課題が確認された。
- 雨漏りの修理に関しては、十分な資金がなかったため、震災復興活動支援センターと県の建築士が相談し、「復興支援補助金」を活用して確保。瓦工事業組合に「簡易修繕」を行ってもらった。また、「簡易修繕」で対応しきれなかった箇所については専門ボランティアが修理を行った。
- 生活資金に関しても十分ではない状況のため、町社協と連携して生活保護の申請を提案。猫の多頭飼育に関しては、動物保護対応に取り組むボランティア団体からの協力を得て、猫の不妊手術等を行った。
- 引き続き、地元社協による見守りが行われている。

倉敷市

特徴的な支援ケース① 建設型応急住宅(3人世帯)

- 世帯主(トラック運転手)、妻(専業主婦)、次女(高校生)の3人世帯であり、被災当時は、アパート暮らしをしていた。被災後は、倉敷市内の建設型応急住宅で生活していた。
- 健康面については、世帯主には前立腺の疾患、妻は被災後うつ病の診断を受ける。次女は療育手帳のB(軽度)判定を受けていたが、更新をしていなかった。
- 世帯主は金銭トラブルがあり、世帯主及び妻の親族とも疎遠であった。
- 収入は世帯主の年金と次女のアルバイトの給料のみ。被災後、世帯主は失業し、困窮状態となったため、困窮等対応相談員が主体となり、当該被災世帯が抱えている課題を整理し、課題ごとに専門の団体・機関につなげた。まず、生活困窮者自立相談支援センターにつなぎ、就労支援を行った。また、妻の判断能力に不安があり、被災関係の手続きや金銭管理が難しいため、市社協が日常生活自立支援事業(市社協の通常事業の一つであり、障害者・高齢者向けの金銭管理事業)を通じて、家計支援に入った。加えて、消費者金融での借金や車のローンなどの負債があったため、弁護士が入り自己破産申請を行い、負債の整理を行った。
- また、妻のうつ病については障害対応相談員が心療内科へ同行するとともに、相談支援事業所につなぎ、訪問 看護を週1回、家事支援の福祉サービスを週1回利用することとなった。
- その後、市営住宅へ入居することになったが、その際には、「晴れの国たすけあいプロジェクト」に相談し、引越し支援を受けた。



ケース会議



見守り連絡員による個別訪問の様子

災害ケースマネジメント

■私の定義■

被災者一人ひとりに

必要な支援を行うため、

被災者に寄り添い、

その個別の被災状況・生活 状況などを把握し、

それに合わせて様々な支援 策を組み合わせた計画を立 てて、連携して、

生活再建を支援するしくみ

■内閣府定義■

る取組

被災者一人ひとりの被災 状況や生活状況の課題等 を個別の相談等により把 握した上で、必要に応じ 専門的な能力をもつ関係 者と連携しながら、当該 課題等の解消に向けて継 続的に支援することによ り、被災者の生活再建が 進むようマネジメントす

災害ケースマネジメント実施の手引き

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)

令和5年3月 初版 発行 27

定義の形式的な文言に とらわれないこと (中身が大事!)

定義の言葉を四角四面に捉えない

「課題等の把握・解消」

・ → 伴走型支援が大事

「相談等により把握」

· → 戸別訪問&現場主義

「専門的な能力をもつ関係者と連携」

・→ 家族やボラの「その人を支える強み」

「マネジメントする取組」

・→ 目的はマネジメントじゃなく生活再建

【災害ケースマネジメントの特徴】



▶アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。

・官民連携による被災者支援

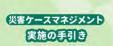
被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。 官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

◆被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討(ケース会議)の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合せて総合的な支援を実施する。

◆支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。







災害ケースマネジメントの全体像



	平時	発災直後 ~避難所運営段階	避難所閉所検討 ~応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降	
被災者の生活		避難所	応急仮	設住宅 災害公営住宅	
	在宅避難				
支援体制等	美施体制の検討・構築(市町村内)				
	支援関係機関、NPO等との連携				
	計画等への位置づけ	人材確保・育成	研修電流		
		災害ポランティアセンター設置・運営			
			支援拠点の設置 - 選	雪	
		權災証明	R発行		
		被災者召帳作成・活用			
	アウトリーチ等	○主は目的 ・応急的な対応が必要な被災者の 発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適 切な周知(権災証明書の発行等) ○対象 ・遊離所避離者、在宅避離者	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当该災害の被災者(全数調査が望ましい) →アワトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	 ○主な目的 ・総統的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者が →アウトリーチで得られた情報を発まえ、適宜アセスメントを見直し 	
	災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を 医療・福祉等の支援につなぐ ことが重要	〇目的 ・アウトリーチ、アセスメントの 結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 〇参加者 ・行政内関連部局、提祉関係者。 支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ 個々の課題に応じた支援方策を 検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、 支援サービス提供者、NPO等	
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先への つなぎ等支援を実施	・適力に支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への経済等、過剰所で生活す る被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなざ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、 土業団体、NPO等	
	災害ケースマネジメント 情報連携会議	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有 避難所運営や要対応者への対応 状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害でンテイプセ ンター、支援関係機関、NPO 等	○目的 - 被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 - 行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	〇目的 ・被災者支援の全体状況の共有、 アウトリーチの進捗状況、ケーン 会議の実施状況等の共有 〇参加者 ・行政内関連部局、地域支え合い ンター、支援関係機関、NPO等	

災害ケースマネジメントのポイント

災害ケースマネジメント 5つのポイント

アウトリーチ (申請主義の克服)

一人ひとりのリアルを把握する(世帯じゃない)

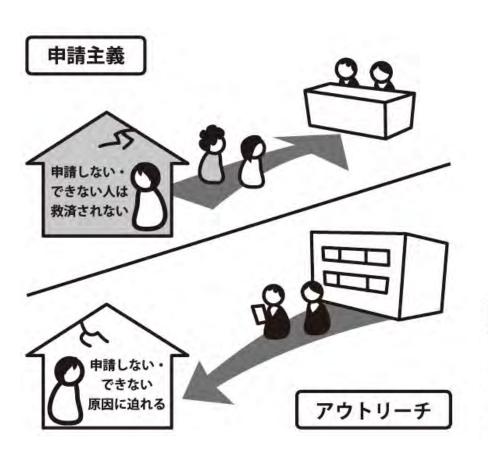
支援の総合化・計画化 (オーダーメイド)

官民連携(よってたかって/餅は餅屋)

目的を見誤らない(生活再建を図るためにある)

ポイント1

アウトリーチ (申請主義を克服)







ポイント2

一人ひとり (≠被災世帯) のリアルを把握する

被災者生活再建支援法や福祉は「世帯」単位

解体して 立て直そう 引っ越しましょう

友達と離れ たくないな

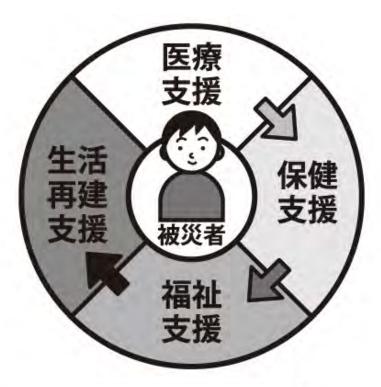


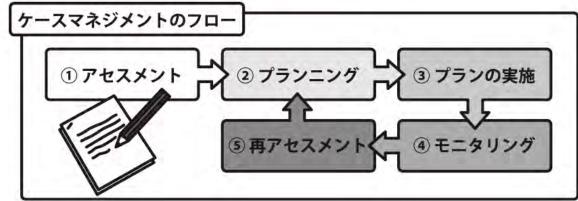
離婚した「世帯」への支援金は…?



ポイント3 支援の総合化・計画化







被災者生活再建カード(令和5年5月版)



被災者生活再建カード(by永野海 弁護士) [最新版は⇒http://naganokai.com/card/]



永野海さんのカードの 作成のきっかけになった Sさんのケース

東日本大震災から<u>8年</u>が過ぎてなお、津波や地震で損壊した<u>自宅</u>での生活を強いられる被災者は少なくない。 仙台市青葉区中山で暮らす無職Sさん<u>(67)</u>の自宅を 訪ねた。

築45年の木造2階。激しい揺れで2階の複数の柱に 深い割れ目が入り、1階の天井のはりはずれたままだ。 市の修繕状況調査には「一部修繕済み」と答えた。

震災で2階のコンクリート敷きのベランダがずれ落ち、 屋根が引っ張られてゆがみ、1階のサッシは開閉できなく なった。

屋根の張り替え、玄関の修理など<u>補修代金は約800万</u> 円に上った。25年勤めた<u>会社の退職金や火災保険の見舞</u> 金を充てたものの、直し切れなかった。

市の目視による損壊判定は「<u>半壊</u>」。異議を申し立てたが、2度目の判定でも覆らず「津波の被害でもっとひどい人がいる」と言われた。公的な支援は<u>応急修理制度(52</u>万円)と義援金(54万円)だけだった。

生活再建支援制度では半壊住宅を解体して建て替えた場合、最大300万円が支給される。Sさんは知らなかった。「仕事が忙しく、誰に相談すればいいか分からなかった。知っていれば自宅を解体して新築していた」と嘆く。

1人暮らし。震災後、過労や人間関係の悩みで<u>うつ病を発症</u>した。退職金は自宅修繕で使い果たし、年金で暮らしをつなぐ。Sさんは悲痛な思いで訴える。

「時間がたつほど追い詰められる。どうすればいいか 分からず困っている人は他にもいるのではないか」 (河北新報 2019年4月20日付より引用 石巻総局・氏家清志記者の記事)

コラム15: 「被災者生活再建カード」の研修での活用

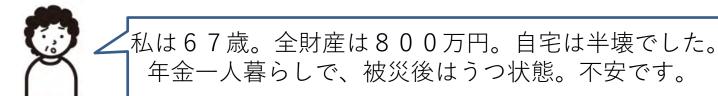
- ●「被災者生活再建カード」は、被災者が利用できる支援制度を整理し、わかり やすくまとめたものである。 弁護士の永野海氏が作成し、 HP (http://naganokai.com/)で公表されており、被災者は自由に活用できる。
- 被災者生活再建カードは、被災者が生活を再建するために必要な支援制度を具体的に検討するためのツールとして作成されており、支援制度の学習にも活用できるものである。HP上で公表されている「ライフスタイル・住まいカード」とカードを並べるための台紙を併せて活用することで、個々の被災者の状況に合わせた支援制度の活用を検討することができる。
- 支援制度について、被災者の理解の促進を進めるとともに支援側の理解を促進することが重要であるが、被災者生活再建カードをつかったワークショップ等も開催されており、平時から災害ケースマネジメント関係者の研修にも活用できるものである。



出典:http://naganokai.com/

人生の再設計!





半壊



共通して使うカード

方針

生活再建のために使うカード





































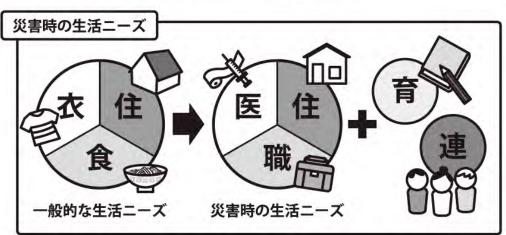




ポイント4

連携 (よってたかって/餅は餅屋)





社会福祉 協議会 行政

その他

連合団体

色々な 支援実施者 民間団体

当事者 (セルフサポート) NPO や 専門家などの 支援団体

災害ケースマネジメントのケース会議

災害ケースマネジ メントケース会議 ・被災者一人ひとりの自立・生活再建に必要な方策や支援の方向性について、行政 と関係機関が連携して検討を行う会議。

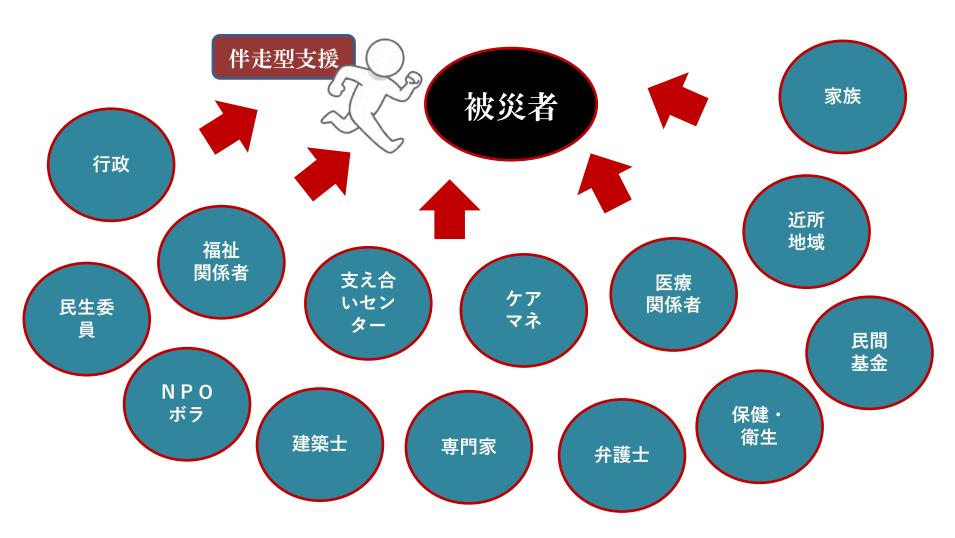




基本的考え方・取組

- ▼セスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は主に下記の事項を議題とする。
 - ▶ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
 - ▶ 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
 - ▶ 支援方策の決定・順位付け
 - ▶被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
 - ➤ 被災者支援に係る役割分担の確認

多くの社会資源で重層的に支援する



餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える

ポイント5

目的を見誤らない (生活再建を図るため)



神戸市:仮設住宅解消プロジェクト

- 仮設住宅31,000世帯
 - →4年半で543世帯 うち困難93世帯
 - →20例でケース対応



- ●ペットの飼育などで公営住宅への入居が難しい世帯に、自立支援金(被災者生活再建支援金の代替的給付)等の支援策を提供して自宅再建のめどを立てたケース。
- ●母子家庭で母が収監中で子どもだけが仮設住宅に居住している世帯について、 収容施設での面会を重ね、出所後の住まいのめどを立てて、子どもを施設で保 護したケース。
- ●被害妄想や自殺願望があって、転居先の鍵の受領を拒否している被災者に、精神保健福祉相談員や保健師が生活相談を繰り返し、信頼関係を得て、入居に漕ぎつけたケース。

神戸市自立	支援委員会 委員(役職は1999年当時)
品田充儀	大学助教授
中總一徵	弁護士
船阪和彦	精神科医
梶明	自治会長
堀内正美	がんばろう!!神戸
黒田裕子	阪神高齢者・障害者支援ネットワーク
室井赤子	須磨区搵祉部長
柏木 貢	兵庫県
金芳外城雄	神戸市生活再建本部長 (座長)
	4.0

むすびに ~平時からの連携~



阪神・淡路まちづくり支援機構の設立(現:近畿災害対策まちづくり支援機構)



弁護士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・税理士・建築士+技術士・行政書士・社会保険労務士の連携団体

【設立:平成8年9月】(震災から1年8か月!)

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策 の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せ ず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。// 避 難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・遊撃勧告で避難すると回答した者:26.4%
・遊撃指示で避難すると回答した者:40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階 から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包 括的に見直し。



避難情報の報道イメージ(内閣府で撮影)

2) 個別避難計画 (※) の作成

※ 遊難行動要支援者(高齢者、障害者等)ごとに、 避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義 務化)は、約99%の市町村において作成される など、普及が進んだものの、いまだ災害により、多く の高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確 保に課題。

<対応>

<課題>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図 る観点から、個別避難計画について、市町村に作





避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能と するとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域 避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするため
大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ の規定等を措置。



個別避難計画 (事前災害ケースマネジメント)

高知県黒潮町

・個別津波避難カルテ

常総市

・マイ・タイムライン

別府市

• 避難支援計画

兵庫県

・個別支援計画/マイプラン







災害ケースマネジメントを 広げるための今後の3つの課題

「学び、広げる」 経験値の共有と 垣根のない受援力

人の確保 (研修と 連携)

お金を集める知恵 お金を使う工夫 お金に支配されない姿勢



法は人を救う ためにある



制度の改 善 強 (法の 使い方) 金の確保 (官・民の 財源)

